

長浜市病院事業公告第2号
制限付一般競争入札の公告

市立長浜病院診療支援棟アンギオ室等設置改修工事設計業務委託に係る委託契約の締結について、次のとおり一般競争入札を行うので、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号。以下「契約規則」という。）に基づき公告する。

令和5年4月21日

長浜市病院事業管理者 高折 恭一

1 一般競争入札に付する委託業務の概要

- (1) 委託業務番号 令和5年度 長病経企第545号
- (2) 委託業務名称 市立長浜病院診療支援棟アンギオ室等設置改修工事設計業務委託
- (3) 委託業務場所 長浜市大戌亥町313
- (4) 委託業務内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年8月25日まで
- (6) 予定価格 落札決定した後に公表する。なお、入札が不調の場合は非公表とする。

2 入札方式等

制限付事前審査型一般競争入札（郵便入札）とする。

3 入札参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる全ての要件を満たす単独企業であること。

- (1) 長浜市の令和5年度設計・測量及びコンサルタント等委託業務 競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に建築設計に登録されている者であること。
- (2) 建築士法第23条（昭和25年法律第202号）の規定に基づく、一級建築士又は二級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (3) 建築士法第10条（昭和25年法律第202号）の規定に基づく、業務停止期間中ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 長浜市及び長浜市病院事業から入札参加停止措置期間中ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人

である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 入札公告日の前日までに、国内の150床以上の病院において血管造影機器又は放射線機器を設置するための設計業務(新築、増築、改築又は改修のいずれかを設計)を実施した実績を有すること。(JV含む)
- (9) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する技術者を1人以上配置できること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (2) 申請書及び資料の提出は、別に定める様式により行うものとし、正本一部を郵送すること。
- (3) 入札の参加に必要な書類の配布
- ア 配布場所 市立長浜病院ホームページ内で配布する。
<http://www.nagahama-hp.jp/>
 - イ 配布方法 市立長浜病院ホームページからダウンロードすること。
- (4) 申請書及び資料の受付
- ア 受付期間 令和5年4月21日(金)から令和5年5月9日(火)の午後5時まで
 - イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留(提出期限必着)
 - ウ 郵送先 〒526-8580 長浜市大戌亥町313
市立長浜病院経営企画課施設管理係
- (5) 入札参加資格の確認結果通知
- 入札参加資格の確認結果は、令和5年5月10日(水)までにFAXにより通知する。

(6) 申請書の様式等

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ その他指示された書類

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、長浜市病院事業管理者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 書面の提出は次により行うこと。
 - ア 提出期限 令和5年5月11日（木）午後5時まで
 - ① 書面は下記へFAX送信する。
市立長浜病院経営企画課 FAX：0749-68-2319（直通）
 - ② FAXを送信した旨、下記へ連絡する。
市立長浜病院経営企画課施設管理係 電話：0749-68-2300（代表）
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月12日（金）までに書面により本人あてにFAXする。
- (4) (3)の回答を受けた者のうち、回答理由に不服がある者は、回答をした日から起算して7日以内（ただし、土日・祝日の休日を除く。）に長浜市病院事業管理者に対して苦情申し立てを行うことができる。なお、審議については、長浜市病院事業契約審査委員会が行う。

6 設計図書等の閲覧及び配布方法等

- (1) 設計図書等の閲覧
市立長浜病院ホームページ内で令和5年4月21日から
- (2) 設計図書等の配付方法
設計図書等は、市立長浜病院ホームページから取得すること。
配付された設計図書等については、当該工事の見積の用に供するのみとし、取扱いに注意し、他の目的に使用してはならない。

7 設計図書等に対する質問受付

次の手順により行うこと。

質問受付期限 令和5年4月27日（木） 正午

- ① 設計図書等に関する質問書(表紙)を、下記へFAX送信する。
市立長浜病院経営企画課 FAX：0749-68-2319（直通）
- ② FAXを送信した旨、下記へ連絡する。
市立長浜病院経営企画課施設管理係 電話：0749-68-2300（代表）
- ※ 上記以外の方法による質問は受け付けない。
- ③ 質問に対する回答は、市立長浜病院ホームページに掲載する。
質問回答期限 令和5年4月28日（木）

8 現地説明

現地説明は行わない。

9 入札書到着期限

初度：令和5年5月12日（金）午後5時00分（必着）

再度：令和5年5月18日（木）午後5時00分（必着）

再々度：令和5年5月23日（火）午後5時00分（必着）

10 入札書郵送方法

(1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留（提出期限必着）

(2) 郵送先 〒526-8580 長浜市大戌亥町313

市立長浜病院経営企画課施設管理係

(3) その他

① 入札書は指定のものを使用すること。

② 入札使用印は、入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。

③ 見積書は必要としない。

④ 内封筒は入札書封入後に確実にのり付けし、二重封筒にして郵送すること。

⑤ 再度入札の場合、入札書到着期限までに入札書が到着しないものは、辞退したものとみなす。

11 開札（入札）の日時及び場所

(1) 開札（入札）日時 初度：令和5年5月15日（月） 午前9時30分執行

再度：令和5年5月19日（金） 午前9時30分執行

再々度：令和5年5月24日（水） 午前9時30分執行

(2) 開札（入札）場所 市立長浜病院経営企画課事務室

12 入札方法等

(1) 郵便による入札とする。

(2) 契約書案、仕様書、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）、長浜市建設工事等入札執行要綱（平成18年長浜市告示第10号）及び入札心得等を熟知のうえ、入札すること。

(3) 入札価格が予定価格に達しない場合、最大3回まで入札を執行することがある。

(4) 再度入札の場合、初度入札参加者に初度入札の最低入札額をFAXで通知する。

(5) 再度入札の場合、最低入札額以上の価格で入札をした者は失格とする。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の結果、同じ価格をもって入札した者がいるときは、入札書に記載された任意の数字を用いたくじにより落札者を決定する。

(8) 最低制限価格を設けるので、最低制限価格未満の入札は失格とする。

1.3 入札結果の公表

落札決定後、速やかに経営企画課において掲示する。落札決定した翌日までに入札参加者にFAXで送信する。

1.4 入札参加申込の無効

次のいずれかに該当する入札参加申込は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者により申し込まれたもの
- (2) 一般書留又は簡易書留以外の方法で提出されたもの
- (3) 入札公告で指定する期限より後に申し込まれたもの
- (4) 申込書又は添付書類等に虚偽の記載をした者により申し込まれたもの
- (5) その他公告要件を満たさない者により申し込まれたもの

1.5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 一般書留又は簡易書留以外の方法で提出された入札
- ウ 入札書が同封されていない入札
- エ 1枚の封筒の中に、同一の委託業務について複数の入札書等を同封した入札
- オ 封筒に記載された事項と同封された入札書に記載された事項が異なる入札
- カ 入札書の金額、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- キ 入札書に日付が記載されていない、又は入札（開札）日でない日付が記載された入札
- ク 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ケ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所に訂正印がない入札
- コ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- サ 入札公告で必要とした書類が添付されていない入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 無効の入札をした者が落札者である場合は、落札決定を取り消す。

1.6 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社の保証があったときは、請負代金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

(2) 部分払

部分払は行わない。

1.7 保証金及び違約金に関する事項

(1) 保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(2) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

18 その他

(1) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置をとる。

(3) 公告日から契約の締結までの間に、3（入札参加資格要件）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。

(4) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約書を契約担当者に提出すること。

(5) 問い合わせ先

市立長浜病院経営企画課施設管理係

〒526-8580 滋賀県長浜市大戌亥町313

電話：0749-68-2300（代表） FAX：68-2319（直通）